標題 能登半島地震被災地への職員派遣にあたっての労使協議の取り組みに

ついて 発信番号 : 自治労発2024第0078号

発信日付 : 2024年1月22日

宛先 (団体)

宛先 : 各県本部委員長様

送信者 (団体) :全日本自治団体労働組合

: 中央執行委員長 千博 石上

能登半島地震の対応にあたり、全国から被災自治体に応援職員が派遣されています。派遣職員の勤務労働条件、安全衛生の確保にむけ、自治体単組等において下記の事項について労使協議・

と。(※総務省通知参照)・避難所対応業務など昼夜を問わず業務にあたる場合には、交代で休憩を取得できる体制を確立すること。また、次の勤務までの勤務間インターバルを最低でも11時間確保すること。・派遣中に災害等が発生した場合は、速やかに公務災害として取り扱うこと・現地で必要な準備物の購入を自己負担させないこと。・派遣から復帰した際は、現地対応を自己負担させないこと。・派遣から復帰した際は、現地がをするが、必要に応じてカウンセラーや医療機関受診などの対応をするが、過去の派遣や今回の派遣を踏まえ、地震・津波・豪雨・新型感染症などの災害発生に備え、職員数を大幅増員し、危機管理体制の強化を行うこと。(※注)被災地では道路復旧が進んでおらず、派遣元から派遣先だけではなく、宿舎から勤務地までの往来も道路損傷や路面凍結のため、安全確認、ルート選択、物資・支援業務に必要な装備の安全な輸送という業務を行いながら移動する必要があることから、移動時間、通勤時間についても運転手・同乗者にかかわらず時間外勤務手当の支給を求めます。